

岩手県告示第431号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり宮古市復興整備計画に都市計画の変更に係る事項を記載する予定であるので、その旨公告する。

平成27年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古市津軽石第5地割から音部第4地割まで（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の場所及び期間
 - （1） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所
 - （2） 期間 平成27年5月12日から同月26日まで

備考1 「別紙図面」は、省略し、3（1）の場所に備えておいて縦覧に供する。

- 2 宮古市の住民及び利害関係人は、3（2）の期間の満了の日までに、縦覧に供された都市計画の変更の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県県土整備部都市計画課である。